

令和7年度 群馬県秋の環境美化運動実施要領

1 趣旨・目的

令和7年度群馬県環境美化運動実施計画に基づき、秋の環境美化月間における環境美化運動を実施する。

2 実施期間

秋の環境美化月間と定めた、令和7年9月1日（月）～10月31日（金）

3 実施主体

県、市町村、関係団体、事業者、ボランティア活動団体等

4 実施内容

【環境美化活動の内容】

群馬県の生活環境を保全する条例に基づき、快適で住みよく美しい郷土づくりを一層推進するため、毎年、環境美化運動実施計画を策定し、これに基づいて、県民、事業者及び行政が連携して、空き缶拾いなど一斉清掃活動や不法投棄防止を呼びかける普及啓発を実施する。

5 実施経費

本運動の実施に要する経費は、活動を実施した各実施機関の負担とする。

6 実施結果の作成・提出

(1) 市町村

① 実施計画

市町村は、本運動に係る実施計画を様式1により

令和7年8月22日（金）までに群馬県環境政策課へ1部提出する。

※年間の環境美化活動に係る実施計画から変更等がない場合には提出不要。

② 実施結果

市町村は、本運動終了後、実施結果を様式2により

令和7年11月10日（月）までに所管の環境事務所・環境森林事務所に提出す

る。

(2) 環境事務所・環境森林事務所

① 実施計画

環境事務所・環境森林事務所は本運動に係る実施計画を様式3により

令和7年8月22日（金）までに群馬県環境政策課へ1部提出する。

※年間の環境美化活動に係る実施計画から変更等がない場合には提出不要。

③ 実施結果

環境事務所・環境森林事務所は、管内市町村から提出された実施結果のほか、期間中に活動を行った事務所については併せてその実施結果について、取りまとめのうえ、

様式4により令和7年11月17日(月)までに群馬県環境政策課あて提出する。

(3) 県関係所属

①実施計画

県関係所属は本運動に係る実施計画を様式5により

令和7年8月22日(金)までに群馬県環境政策課へ1部提出する。

※年間の環境美化活動に係る実施計画から変更等がない場合には提出不要。

②実施結果

県関係所属は、本運動終了後、実施結果を様式6により

令和7年11月17日(月)までに群馬県環境政策課あて提出する。

- (4) 事業者・関係団体・ボランティア活動団体等は、本運動実施期間中に実施した活動の結果を別記様式7「令和7年度群馬県秋の環境美化運動実施結果報告(関係団体・個人等用)」により、令和7年11月17日(月)までに群馬県環境政策課あて提出する。